



る。たとえば、事業場外での保管について事前の届出制度が新設されたが、無届けの場合、6カ月以下の懲役または50万

元の罰金となる。守り対応するなどが科される。

当然ながら、これらの法令違反による罰金は、欠格要件に該当すると考えら

れ

法改正で罰則も強化

昨年の改正廃棄物処理法施行が今年4月と決まった。毎回

そうかもしれないが、改正後の対応に忙殺されることになるだろう。

が排出事業者に通知する「処理困難通知」である。またの立たないが、新制度制定に伴う罰則の新設もあり、通知を保存しな

ば、30万円以下の罰金、多量の産業廃棄物の排出事業者が処理計画を提出しなか

れ、処理業者はよりいつそ法令順守に取り組むことが大切となる。

（文）

田以下の罰金となれば、業者の育成と悪い業者の排除は車の両輪のようなもの。アンフェアな状況での競争は日書あつて一

利もない。

させないムードづくりも大切業界内で高めたい。よ